

建設工事の入札参加資格を登録されている皆様へ

令和7年7月
大阪府都市整備部

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く）主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて

「主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて（令和7年6月30日大阪府）2 監理技術者等の取扱い（2）」に規定する「建設工事の内容により、専任特例1号、専任特例2号及び営業所技術者等の配置を認めない場合」については下記のとおりです。なお、「特例監理技術者の取り扱いについて（令和3年3月（令和4年4月改定）大阪府都市整備部）」は廃止します。

記

1 専任特例2号の配置を認めない建設工事

（1）大規模工事

- ・ 予定価格が等級区分Aにあたる金額以上の工事（プラント電気工事を除く）

（2）監理技術者の実績を求める工事等

- ・ 入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※
- ・ 総合評価落札方式において監理技術者の実績等を評価した工事※

※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く

なお、専任特例2号の配置を認めない建設工事が否かについては、入札公告に示します。

【問い合わせ先】

都市整備部 事業調整室

技術管理課 契約管理G

TEL 06-6944-6038